

医学会発 第6号  
平成31年4月10日

日本医学会分科会 理事長 会長 殿

日本医学会長  
門 田 守 人



「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」，「再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行令」及び「再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則」の取扱いについて」の一部改正について（周知依頼）

平素より，本会の事業推進にご協力を賜りまして，誠にありがとうございます。

さて，平成31年4月1日付にて，厚生労働省医政局研究開発振興課長から，別添の通り，「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」，「再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行令」及び「再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則」の取扱いについて」の一部改正について周知依頼がありましたので，貴会の会員各位に周知の程よろしくお願ひします。

関連 URL は下記の通りです。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iryuu/saisei\\_iryuu/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/saisei_iryuu/index.html)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000499057.pdf>

なお，詳細は，厚生労働省医政局研究開発振興課 [担当：嶋田氏：電話：03-5253-1111 (内2587)] にお問ひ合わせ下さいますようお願い申し上げます。

日本医学会 電話：03-3946-2121 (内4260)  
(担当 高橋)